

「災害ボランティアセンターの 設置・運営等に関する協定」 を鶴岡市と締結しました

災害ボランティアセンター(以下「災害 VC」)は

災害が発生した時に市と市社協が協議し、必要だと判断した場合には市社協が中心となって設置します。災害 VC は、地域住民、関係機関、団体、企業、また災害支援を行う NPO 等多くの方々の協力を得ながら運営して、一日も早く被災者・被災地が元も生活に戻れるように、各地から駆けつけてくれるボランティアと共に活動を行います。

これまで協議を重ねてきた、鶴岡市との災害ボランティアセンターに関する協定を、令和7年6月24日(火)に締結したので締結式の様子と併せて協定書の内容等を掲載します。 [詳細は、添付資料をご覧ください。](#)

(参考) 鶴岡市社会福祉協議会の災害時応援協定

No	協 定 名	締結日
1	山形県・市町村社会福祉協議会 災害時相互支援に関する協定 協定先：山形県社協・県内 35 市町村社協	H24.7.1
2	鶴岡市社協・大崎市社協 災害時における相互応援に関する協定締結 協定先：社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（宮城県）	H28.11.15
3	鶴岡市社協・鶴岡青年会議所 災害ボランティアセンター運営等に関する協定締結 協定先：公益社団法人鶴岡青年会議所	H30.12.26
4	鶴岡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定 協定先：鶴岡市	R7.6.24

(参考) 鶴岡市の災害応援協定 ※下記 URL よりご覧ください

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/anzen/saigaioen/saigaikyoutei.html>

「鶴岡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」締結式

日時 令和7年6月24日（火）

13時30分から

場所 鶴岡市役所 3階庁議室

次 第

1 開 式

2 出席者紹介

3 趣旨説明 五十嵐危機管理監

4 あいさつ

鶴岡市長 皆川 治

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会長 山木 知也 様

5 協定書署名

6 記念撮影

7 閉 式

=出席者=

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会

会長 山木 知也（やまき ともや）様

常務理事 佐藤 豊継（さとう とよつぐ）様

地域福祉課長 今野 良一（こんの りょういち）様

ボランティアセンター長 半澤 活（はんざわ たつき）様

鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治

市民部危機管理監 五十嵐 孝義

市民部防災安全課長 本間 勝則

地域包括ケア推進課長 佐藤 清一

**令和7年6月24日 鶴岡市と鶴岡市社会福祉協議会が
「災害ボランティアセンターの設置・運営等」に関する協定を
締結しました。**



署名後の記念撮影 当協議会山木知也会長(左)と鶴岡市皆川治市長(右)



協定書への署名





山木会長と皆川市長 署名前のあいさつ



署名後の記念撮影

鶴岡市・鶴岡市社協

出席者全員で



閉式後 マスコミ各社からの取材対応 山木会長

鶴岡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、鶴岡市地域防災計画に定める災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鶴岡市におけるセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターのサテライト（以下「サテライト」という。）の設置が必要なことも想定し、平時から甲乙協議のうえ本部事務所とサテライトの候補場所を複数選定しておくものとする。

3 センターの本部事務所およびサテライトの設置場所を決める場合は、別表1の要件を満たすものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災状況の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 鶴岡市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材や車両等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの設置運営に係る費用は、災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用の範囲内で甲が負担するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、原則として

ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を
行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係
の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協
力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いず
れからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年6月24日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市

鶴岡市長

皆川 治



乙 山形県鶴岡市山王町13番36号
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会

会長

山本 知也



<別表1> センターの本部事務所およびサテライトを設置する場所の要件

場 所
・ ボランティア活動を行う被災地に近い。 ・ 広い駐車場がある。 ・ 市外から活動に来てくれる人たちが、わかりやすいところにある。 ・ 二次災害の恐れがない。 ・ ライフラインの被害が小さい。 ・ 資機材の保管に可能な広さがある。
建 物
・ 災害によって建物に損害が起きていない。 ・ ライフラインの使用が可能。 ・ コピー機やパソコン、机、いすの設置等事務所機能をもつだけの広さがある。 ・ ネットワーク、Wi-Fi、電話線の使用が可能。 ・ 受付、待機、オリエンテーション、マッチング等のボランティアを受け付ける同線を確保する広さがある。(状況によっては、テントを設置して屋外でも可) ・ トイレを確保できる。 ・ 寒暖への対応を考えて、冷暖房設備があることが望ましい。 ・ 一定期間使用が可能。(少なくとも2週間以上)

※その他、状況に応じて要件を確認する。